

### 船舶に乗り組む職員の給与に関する要求書に対する回答

要 求 項 目	回 答
1 2008年4月1日から、船舶に乗り組む職員に海事職給料表を適用すること。	人事委員会の勧告及び報告を尊重して対応したい。
2 海事職給料表適用職員の級別標準職務など給与関係諸規定については、職務の専門性、特殊性に着目し、国の海事職給与制度および近郊他県を基礎として策定すること。 また、船長については、管理職とすること。	人事委員会の勧告及び報告を尊重して対応したい。 なお、国等の状況を踏まえ、全ての船長を管理職とする考えはない。
3 海事職給料表への切り替えについては、船舶に乗り組む職員が少数であること、職務が専門的で特殊性を有することを十分に考慮し、適正な職務評価を加えておこなうこと。	人事委員会の勧告及び報告を尊重して対応したい。
4 特殊勤務手当(航海手当)の見直しを行わないこと。	航海手当の支給対象業務の範囲の見直しは、人事委員会の勧告及び報告を尊重して対応することとしたい。
5 旅行手当を廃止しないこと。	旅行手当については、人事委員会の意見の申し出のとおり、廃止したい。
6 上記事項については、鳥取県職員労働組合、鳥取県高等学校教職員組合と十分な協議を行うこと。	組合とも十分に協議しながら対応していきたい。